

株式会社青森日商連 加盟店規約

第1条(総則)

1. 株式会社青森日商連(以下「NCあおもり」といいます。)は、第2条第1項に定める加盟店の行う取引に関し以下、各条項の通り規定するものとします。
2. 本規約において「カード番号等」とは、会員番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号及びセキュリティコードをいい、割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」の定めと同意義とします。

第2条(加盟店)

1. 加盟店とは、本規約を承認の上、NCあおもりに加盟を申し込み、NCあおもりが加盟を認めた個人、法人及び団体をいいます。また、NCあおもりの加入条件より、協力店、協賛店、賛助店の3区分とし、本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とします。尚、本規約に基づき、NCあおもりと加盟店で成立した契約を「本契約」といいます。
2. 加盟店は、第4条の信用販売を行う店舗、施設を指定し、あらかじめNCあおもりに所定の書面をもって届け出、NCあおもりの承認を得るものとします。尚、信用販売を行う店舗、施設の追加、変更又は廃止についても同様とします。
3. 加盟店は、すべての信用販売を行う店舗、施設にNCあおもり所定の加盟店標識を掲示するものとします。また加盟店は、NCあおもりからカードの利用又は販売促進にかかわる展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
4. 加盟店は、NCあおもりからカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. 加盟店は、NCあおもりから決算書等の提出の要請を受けたときは、速やかにNCあおもりが指定する資料を提出するものとします。
6. 加盟店は、NCあおもり又はNCあおもりの委託先が、第3条第1項に定める会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
7. 加盟店は、売上票、売上集計表、CCT(クレジットセンターターミナル)等の端末機その他カードの有効性を確認する機器(以下「CCT等」といいます。)、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならず、又これらを第三者に使用させたり、転売、譲渡、担保に供してはならないものとします。
8. 加盟店は、NCあおもりが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

第3条(取り扱い会員カード及び有効カード)

1. 取り扱い会員カード(以下「カード」といいます。)とは、NCあおもりが発行及びNCあおもりの提携先が認めた者(両者を「会員」と総称します。)に対して貸与したものをいいます。
2. 有効カードとは、前項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつNCあおもりが行う無効の通知等に該当がないものをいいます。

第4条(信用販売)

1. 加盟店は、会員がカードを提示して、信用販売を求めたときには、本契約に定めるところに従い信用販売を行うものとします。
2. 本規約において信用販売とは、加盟店が会員に対して行う加盟店の取り扱い物品若しくは権利の販売又は飲食、宿泊などの役務の提供その他NCあおもりが特に認める加盟店と会員との間の取引のうち、販売若しくは役務提供に基づく代金債権又はその他の取引による債権を、本契約に定めるところに従いNCあおもりに譲渡することにより、加盟店が本契約に従い当該代金相当額の支払をNCあおもりから受けるものをいいます。(加盟店は取扱高等に応じ、手数料等を支払うものとします。)
3. 本規約に定める信用販売の種類には、会員のNCあおもりに対する支払方式の別により、①一回払い・二回払い、②分割払い、③リボルビング払い及び④ボーナス払い等(NCあおもりの定めた分割回数によるものとします。)があります。
4. 本規約は、加盟店が第5条に定める方法に基づき店頭等において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、オンライン通信による販売等、店頭等販売以外の取引については、別途NCあおもりが承認した場合を除き、信用販売を行うことはできないものとします。

第5条(信用販売の方法)

1. 加盟店は、会員から信用販売の請求があった場合、次の各号の手続をとらなければならないと、第1号の確認が完了するまでは信用販売を行ってはならないものとします。
 - (1)有効カードであること及びカード提示者と提示されたカードに係る会員の同一性を確認すること。
 - (2)NCあおもり所定の様式による帳票に加盟店番号、加盟店名、加盟店連絡先、売場名、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、売上日付、金額、品名・型式、数量等NCあおもりが定める事項を記入して作成すること(本規約において当該作成された帳票を「売上票」といいます。)。尚、加盟店は、会員に対し、売上票にNCあおもり所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
 - (3)会員に対して当該信用販売に係る売上票の控え又は売上票に記載された事項を記載した書面を交付すること。
2. 加盟店は、前項第1号に掲げる事項につき、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって確認するものとし、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正使用(以下「不正使用」といいます。)に該当しないことの確認をするものとします。この場合において、加盟店は、実行計画(クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含み、以下「実行計画」といいます。))であって、その時々における最新のものをいいます。)に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。
3. 加盟店は、前項に定めるところに従い、第1項第1号の事項について確認を行い、NCあおもりから信用販売の承認を得るものとします。
4. 加盟店が売上票に記載できる金額は、当該信用販売代金のみとし、現金の立替、有価証券の現金化、過去の売掛金の精算等はできないものとします。
5. 加盟店は、売上票の金額欄の訂正、日付の変更、分割記載はできないものとします。
6. 加盟店は、信用販売に際し割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項などを記載した書面を会員へ交付するものとします。
7. 信用販売を行なう場合、加盟店は、第8条に定める信用販売の承認をNCあおもりに求めるものとし、NCあおもりの承認を得たときは売上票の承認番号欄にNCあおもりが通知する承認番号を記入するものとします。

8. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。

9. 加盟店は、次に定める内容の信用販売の取扱いを行わないものとします。

(1)公序良俗違反の取引

(2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、薬事法、その他関連法律・法令の定め違反する取引

(3)特定商取引に関する法律に違反する取引

(4)消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引

(5) NCあおもりが信用販売の相手方の利益の保護に欠けると判断する取引

(6)第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害する取引

(7)その他NCあおもりが不適当と判断する取引

10. 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券などの換金性の高い商品を取扱うことができません。ただし、NCあおもりが個別に承諾した場合はこの限りではありません。

第6条(信用販売の拒絶及び差別的取扱いの禁止)

1. 加盟店は、有効カードを提示した会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求することはできないものとします。

2. 加盟店は会員に対して、一般の現金払いの顧客と異なる料金又は代金を請求したり、信用販売の取扱金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。

第7条(商品の引渡し)

1. 加盟店は、信用販売を行った場合、会員に対し原則として直ちに商品、権利、役務等(以下「商品等」といいます。)を引き渡し、又は提供するものとします。信用販売を行った当日に引渡し、又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。

2. 加盟店は、信用販売による商品等に関する引渡し、提供などを複数回又は継続的に行う場合、その引渡し、提供方法等に関してあらかじめNCあおもりに申し出、NCあおもりの承認を得るものとします。

第8条(事前承認の義務・信用販売限度額)

加盟店は、会員から信用販売を求められた場合、原則としてその条件について事前に信用販売の種類を通知したうえでNCあおもりの承認を求めるとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを、日付の変更、金額の分割、個々の商品ごとに売上票を作成する等により、売上票を複数枚にすることや、売上票の金額訂正はできないものとします。

第9条(無効カード等の取扱い及び情報提供・調査協力)

1. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該カードの提示者に対して信用販売を行わないものとし、当該カードを預かった上で直ちにNCあおもりに通報し、その指示に従うものとします。

(1) NCあおもりから無効を通知されたカードの提示を受けた場合(第5条に定める手続の過程で無効カードの通知を受けた場合を含みますが、これに限られません。)

(2)明らかに偽造、変造と認められるカードの提示を受けた場合

2. 万一、前項に反して信用販売を行った場合、加盟店は当該信用販売代金について責任を負うものとします。

3. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前にNCあおもりへその旨を連絡し、その指示に従うものとします。

(1)売上票に記載された署名とカード面上の署名とが明らかに相違する場合

(2)カード提示者がカード記載の本人以外と思われる場合及び不審と思われる場合

(3)会員の信用に関し著しく異状を認めた場合

4. 加盟店は、NCあおもりが会員のカード使用状況等調査協力を求めた場合には、これに対し、関連する資料(録画を含みます。)、販売担当者その他の関係者による説明その他必要となる一切の協力を行うものとします。また、加盟店はNCあおもりから指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第10条(不正使用等発生時の対応)

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正使用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。

2. 加盟店は、前項の場合には、ただちにその旨をNCあおもりに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

第11条(売上票の送付)

加盟店はNCあおもりが認めた場合、次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合加盟店は、NCあおもりが別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。

(1) NCあおもりが認めた CCT 等、情報処理センターが提供するデータ伝送サービス及びNCあおもりと加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法

(2)その他NCあおもりが認めた電子及び磁気記録による方法

(3) その他NCあおもりが認めた郵送他による方法

第12条(信用販売による債権の譲渡)

加盟店は本規約に基づく信用販売によって会員に対して取得した債権をNCあおもりに譲渡し、NCあおもりはこれを譲り受けるものとします。債権譲渡は、売上票(売り上げデータを含む)がNCあおもりに到着したとき、その効力が発生するものとします。

第 13 条(売上代金等の支払いおよび手数料の徴収)

- 1 NC あおもりは前条により譲り受けた代金を毎月末日で締め切り翌月(銀行休業日の場合は翌営業日)に加盟店の届出の預金口座に当該代金または料金を振込み立替払します。
- 2 NC あおもりは前項の立替払金よりNC あおもり所定の料率・方法で計算した手数料・負担金等を差引精算するものとします。

第 14 条(信用販売の取消し)

加盟店が信用販売の取消し又は解約等を行う場合は、直ちにNC あおもり所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行うための売上票(売り上げデータを含む)をNC あおもりへ送付することとします。ただし、当該債権譲渡対価が支払済みの場合には、加盟店はNC あおもりに対し当該対価を直ちに返還するものとします。また、NC あおもりは当該対価を次回以降の加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。

第 15 条(商品の所有権)

1. 加盟店が、会員に信用販売を行った商品等の所有権は、当該債権がNC あおもりに譲渡されたときにNC あおもりに移転するものとします。ただし、第 13 条に定める債権譲渡の取消し又は第 16 条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該譲渡対価をNC あおもりに返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、NC あおもりが加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、信用販売を行った商品等の所有権はNC あおもりに帰属するものとします。尚、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売を行った商品等の所有権が加盟店に属する場合でも、NC あおもりは必要があるときは、加盟店に代って商品等を回収することができるものとします。

第 16 条(会員との紛議)

加盟店は、会員から信用販売の取り扱い及び商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合又は会員、関係省庁その他の行政機関等から第5条第8項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。また、この場合、加盟店は、NC あおもりが行う調査に誠実に協力するものとします。

第 17 条(支払い保留及び債権譲渡の解除)

NC あおもりが債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、NC あおもりはその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、NC あおもりは次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、NC あおもりが当該代金の支払いを相当と認めた場合には、NC あおもりは加盟店に当該代金を支払うものとします。尚、この場合には、NC あおもりは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、NC あおもりの加盟店に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならないとします。

- (1) 売上票の記載事項に不備があった場合
- (2) 当該信用販売に不審な点があった場合
- (3) 加盟店が会員に対して提供した商品等に関し、会員との間に紛議が生じた場合
- (4) 信用販売を行った日から2ヶ月以上経過して当該債権がNC あおもりに譲渡された場合
- (5) その他第 24 条第1項各号及び第 26 条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (6) その他加盟店が本規約に違反した場合
- (7) 加盟店は、提示されたクレジットカードが IC カード又は IC カードの磁気データが不正に複写された磁気カードであるにもかかわらず第5条第 1 項第 1 号 クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人の同一性によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出た場合。

第 18 条(差押等の場合の処理)

債権譲渡対価の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、NC あおもりは当該債権譲渡対価をNC あおもり所定の手続に従って処理するものとし、NC あおもりは当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 19 条(カードに関する情報等の機密保持)

1. 加盟店は、本規約に基づいて知り得た会員カード番号等、その他のカード及び会員に付帯する情報(会員の個人情報を含む)、並びに割引料率を含むNC あおもりの営業上の機密を、機密情報(以下「機密情報」といいます。)として管理し、他に漏洩、滅失、毀損(以下「漏洩等」といいます。)したり、または本契約に定める信用販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、前項に規定する機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、かつ機密情報につき、その漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
3. 加盟店は本条第 1 項に定める機密情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
4. 加盟店は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)及び関係するガイドラインの定めるところに従って、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を明示するものとします。
5. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
6. 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様(加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含みます。)は、加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS(クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準といいます)準拠、カード番号のトークナイゼーション(加盟店内では復元されない仕組み)等とします。

7. 前項の規定にかかわらず、NCあおもりは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
8. 加盟店は機密情報の取扱いを業務代行者に委託する場合には、次の基準に定める義務に従うものとします。
- (1)機密情報の委託先となる第三者(以下「業務代行者」といいます。)(が)次号に定める義務に従い機密情報を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - (2)業務代行者に対して、本条第2項及び第5項の義務と同等の義務を負担させること。
 - (3)業務代行者が本条第6項で定めた具体的方法及び態様による機密情報の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、本条第7項に準じて加盟店から業務代行者に対して変更を求めることができ、業務代行者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
 - (4)業務代行者における機密情報の取扱いの状況について定期的又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、業務代行者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - (5)業務代行者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対して機密情報の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - (6)業務代行者が加盟店から取扱いを委託された機密情報につき、漏洩等し又はそのおそれが生じた場合、本条第 11 項、第 12 項及び第 13 項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
 - (7)加盟店が業務代行者に対し、機密情報の取扱いに関し第 21 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
 - (8)業務代行者が機密情報の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。
9. 加盟店は、本条第1項記載の機密情報につき加盟店あるいは業務代行者において漏洩等が発生した場合には、直ちにNCあおもりに通知するものとします。
10. 加盟店又は業務代行者の保有する機密情報が、漏洩等し又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく次の措置を採るものとします。
- (1)漏洩等の有無を調査すること。
 - (2)前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏洩等の対象となった機密情報の特定を含む。)その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3)上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4)漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
11. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となる機密情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに機密情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
12. 加盟店は、本条第 10 項柱書の場合には、直ちにその旨をNCあおもりに対して報告すると共に、遅滞なく、本条第 10 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
- (1)本条第 10 項第 1 項及び第 2 項の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2)本条第 10 項第 1 項及び第 2 項の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3)本条第 10 項第 3 項に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4)本条第 10 項第 4 項に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5)前各項のほかこれらに関連する事項であってNCあおもりが求める事項
13. 加盟店又は業務委託者の保有する機密情報が漏洩等した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第 10 項の措置をとらない場合には、NCあおもりは、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損した機密情報に係る会員に対して通知することができるものとします。
14. 加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、NCあおもりに機密情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、NCあおもりは加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもその損害の賠償を請求することができるものとします。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 20 条(信用販売の停止)

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、NCあおもりは加盟店に対し本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、NCあおもりが再開を認めるまでの間、信用販売をすることができないものとします。

- (1) NCあおもりが前条第1項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) NCあおもりが、加盟店が第 24 条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3)その他、NCあおもりが必要と認めた場合

第 21 条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、本契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項をNCあおもり所定の方法により遅滞なくNCあおもりに届け出るものとします。

- (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める法人番号
- (2)加盟店の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (3)加盟店が法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
- (4)加盟店の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
- (5)その他、前各号に掲げるもののほか加盟店がNCあおもりに対し加盟店申込書にて届け出た事項

(6)前各号に掲げるもののほかNCあおもりが加盟店に対しあらかじめ通知する事項

2. 加盟店は、第 18 条第 6 項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめNCあおもりと協議しなければならないものとします。
3. NCあおもりは、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができます。
4. 本条第1項の届出がないため、NCあおもりからの通知又は送付の書類、振込金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 22 条(調査)

1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、NCあおもりは、自ら又はNCあおもりが適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

- (1)加盟店又は業務代行者において機密情報が漏洩等し又はそのおそれが生じたとき。
- (2)加盟店が行った信用販売について不正使用が行われ又はそのおそれがあるとき。
- (3)加盟店が第5条、第 10 条、第 18 条、第 22 条及び第 24 条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
- (4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、NCあおもりが割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたととき。

2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。

- (1)必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
- (2)機密情報の適切な管理又は不正使用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
- (3)加盟店若しくは業務代行者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
- (4)加盟店又は業務代行者において機密情報の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、機密情報の取扱いに係る業務について調査する方法

3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。

4. NCあおもりは、第 1 項第 1 号又は第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生した費用を加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第 1 項第1号に基づく調査については、加盟店が第 18 条第 10 項第 1 号及び同項第 2 号に定める調査並びに第 18 条第 12 項第 1 号及び同項第 2 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 10 条第 1 項に定める調査及び同条第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。

第 23 条(是正改善計画の策定と実施)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、NCあおもりは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

- (1)加盟店が第 18 条第3項、及び第 5 項若しくは第 8 項の義務を履行せず、又は業務代行者が第 18 条第 8 項第 2 号もしくは第 3 号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (2)加盟店又は業務代行者の保有する機密情報が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第 18 条第 10 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (3)加盟店が第 5 条第 2 項に違反し又はそのおそれがあるとき。
- (4)加盟店が行った信用販売について不正使用が行われた場合であって、第 10 条の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (5)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、NCあおもりに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2. NCあおもりは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む。)を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第 24 条(解約)

1. 加盟店又はNCあおもりは、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、NCあおもりは、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、NCあおもりの判断により事前の通知をすることなくいつでも本契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

第 25 条(加盟店契約の解除)

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらずNCあおもりはいつでも加盟店契約の全部もしくは一部(加盟店が使用する信用照会端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む)を解除することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)加盟店申込書及び第 20 条第1項の届出事項の記載事実を偽って記載した場合
- (3)第 9 条第 4 項に定めるNCあおもりの調査に協力を行わない場合
- (4)加盟店が取り扱った信用販売のうち、無効・紛失・盗難・第三者利用・偽造等のカードによる信用販売の割合が著しく高いとNCあおもりが認めた場合
- (5)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
- (6)加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したまたは疑いがあるとNCあおもりが判断した場合
- (7)加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業行為等について会員から苦情があった場合で、NCあおもりが加盟店に非があると判断した場合
- (8)加盟店の営業又は業態が公序良俗に反するとNCあおもりが判断した場合

(9)監督官庁から営業の取り消し又は停止等の行政処分を受けた場合

(10)自ら振出しもしくは引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至った場合

(11)差押え、仮差押え、仮処分の申立又は租税滞納処分を受けた場合。破産、会社更生、特別清算等の申立を受けた場合、又はこれらを自ら申し立てた場合。合併によらず解散した場合

(12)前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとNCあおもりが判断した場合

(13)加盟店がNCあおもりに届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合、又はNCあおもりに届出の連絡先にてNCあおもりから加盟店に連絡が取れない場合

(14)加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いとNCあおもりが判断したとき。又は会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとしてNCあおもりが判断した場合

(15)加盟店がNCあおもりの会員であり、NCあおもりが会員資格を取り消す手続をとった場合

(16)その他NCあおもりが加盟店として不適当と認めた場合

(17)第 20 条、第 21 条、第 22 条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても尚その義務を履行しない場合

第 26 条(契約終了後の処理)

1. 第 23 条又は第 24 条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、NCあおもり及び加盟店は当該信用販売を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、NCあおもりと加盟店が別途合意した場合はこの限りではありません。

2. NCあおもりは前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている信用販売代金について、債権譲渡を解除するか、会員から当該信用販売代金の支払を受けるまで加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。

3. 加盟店は本契約を終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてNCあおもりに対し加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。尚、CCT 等を設置している場合には、その使用規約並びに取扱運用事項等の定めるところによるものとします。

第 27 条(反社会的勢力との取引拒絶)

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

(2)暴力団員(暴力団の構成員)

(3)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの)

(4)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)

(5)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(6)社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(7)特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

(8)その他本項1号から7号に準ずるもの

2. 加盟店が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、NCあおもりは加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、NCあおもりがその報告を求めた場合、加盟店は、NCあおもりに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

3. NCあおもりは、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、NCあおもりが取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

4. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売を継続することが不適切であるとNCあおもりが認めた場合には、NCあおもりは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、NCあおもりに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合NCあおもりに生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

5. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、NCあおもりに対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第 28 条(規約の変更及び承認)

本規約の変更については、NCあおもりが変更内容を通知、告知又は公表(当社ホームページ等に掲載)した後、又は変更後規約を加盟店に送付した後加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。

第 29 条(細部手続)

本規約に定めのない細部の事項及び事務処理上の手続については、NCあおもりが別に定めるところによるものとします。

第 30 条(合意管轄裁判所)

加盟店とNCあおもりとの間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 31 条(諸法令・準拠法)

加盟店とNCあおもりとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

以上

(2019年1月18日改定)

加盟店情報取り扱いに関する同意条項

<本同意条項は、株式会社青森日商連加盟店規約(以下「本規約」といいます。)の一部を構成します。>

第1条(加盟店情報の収集・保有・利用)

1. 加盟店又は加盟店契約申込者(それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟店契約者等」といいます。)は、本規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含むNCあおもりとの取引の加盟審査、加盟後の管理(調査)及び加盟店送金業務等の加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報(以下、総称して「加盟店情報」といいます。)を、NCあおもりが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。

(1)加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等がNCあおもりに届け出た事項(加盟店におけるカード番号等の適切な管理及び不正使用対策状況を含む)及び電話等により問い合わせしNCあおもりが知り得た情報(以下総称して「加盟店属性情報」といいます。)

(2)代表者等の氏名、生年月日、住所等の個人情報(以下「加盟店個人情報」といいます。)

(3)加盟申込日、加盟承認日、CCT 番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店契約者等とNCあおもりの取引に関する事項及び加盟店申込みにかかわる事実

(4)加盟後の信用販売取引状況

(5)NCあおもりが収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴

(6)適正又は適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

(7)インターネット、官報、電話帳、住宅地図等不特定多数の者に対して公開されている情報

(8)加盟店契約者等の営業許可証の確認書類及びその記載事項

(9)差し押さえ、破産の申立等の加盟店契約者等に関する信用情報

(10)NCあおもりが加盟を認めなかった場合にその事実の理由

2. 加盟店契約者等は、NCあおもりが前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の加盟店情報を必要な保護処置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利用することに同意するものとします。

(1)加盟店等の営業に関する新商品情報のお知らせ、および関連するアフターサービス

(2)加盟店等の営業に関する市場調査、商品開発

(3) 加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動

(4)クレジットカード事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動

3. 加盟店契約者等は、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。

第2条(信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意)

1. 加盟店契約者等は、加盟店及びその代表者等に関する信用情報、又は加盟申し込みにかかわる事実、並びに契約申込者及びその代表者等に関する個人情報保護法が定める信用情報をNCあおもりが加盟する加盟店信用情報機関に登録され、本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。

2. 加盟店契約者等は、NCあおもりが加盟する加盟店信用情報機関又は当該加盟店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等及びその代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範囲でNCあおもりが自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意します。

3. 加盟店契約者等は、次の個人情報保護法に定められた事態に該当する場合には、事前の同意なしに、その信用情報が第三者に提供されることに同意します。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより

該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3条(NCあおもりが加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について)

名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階
電 話 番 号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
U R L	http://www.j-credit.or.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM 会員」という。)における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを

	目的としています。
登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん 又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>④利用者等(契約済みのものに限らない)から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑤行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDM センターが収集した情報</p> <p>⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。</p>
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター(JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)

第4条(加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き)

1. 加盟店契約者等は、NCおおもり及び加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等又は利用停止等を請求することができるものとします。

(1)加盟店契約者等が、NCおおもりの保有する加盟店個人情報の開示・訂正等又は利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載へお問い合わせください。

(2)加盟店契約者等が、加盟店信用情報機関に前条の加盟店情報の開示・訂正等又は利用停止等を請求する際の手続きは、前条記載の連絡先に問い合わせください。

2. NCおおもりは、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正等又は利用停止等の措置をとるものとします。

3. 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に関して中止を申し出た場合、NCおおもりは業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。尚、中止の申し出は末尾記載までご連絡ください。

第5条(加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合)

NCおおもりは、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は、本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場合、加盟を断ることや、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるものとします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断ることや、解除の手続きをとることはないものとします。

第6条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用)

1. NCおおもりは、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みに際して取得した情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲でNCおおもりが定める所定の期間その情報を保有・利用すること及び、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものとします。

2. NCおおもりは、加盟店契約終了後も(本契約の解除、解約の場合も含まれます。)、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、又は、法令等に基づき、法令等又はNCおおもりが定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することができるものとします。

本規約に関するお問い合わせ先

〒030-0822

青森市中央1丁目1-29

株式会社 青森日商連

TEL 017-775-3618

FAX 017-775-3673

以上

(2019年1月18日改定)